

熊本県公報

号外 第 10 号

平成 15 年 3 月 31 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課) 3
○熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(") 5
規 則	
○熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) 6
訓 令	
○熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令	(税 務 課) 11

本号で公布された条例及び規則のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

(1) 法人県民税

法人である政党又は政治団体について、収益事業を行わない場合に限り均等割の非課税措置が講じられたことに伴い、納税義務者等の規定を整理することとした。(第26条関係)

(2) 不動産取得税

平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合において、税率を一律3パーセントとする特例措置を講じることとした。(附則第7条の2関係)

(3) 県たばこ税

① 県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき101円引き上げることとした。(第65条、附則第8条の2関係)

② 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成15年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき48円引き上げることとした。(附則第8条の2関係)

(4) ゴルフ場利用税

年齢18歳未満の者、年齢70歳以上の者及び障害者等についての非課税措置が講じられたことに伴い、これらの者を税率の特例措置の適用対象から除外する等の規定の整備を行うこととした。(第67条の2及び第69条関係)

(5) 自動車税

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のように講じることとした。

① 環境負荷の大きい自動車

平成15年度に新車新規登録から11年(ガソリン車等については13年)を経過した自動車について、平成16年度から税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講じることとした。(附則第9条第1項関係)

② 環境負荷の小さい自動車

平成15年度に新車新規登録された最新排出ガス規制値より75パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で一定の低燃費基準を満たすもの並びに電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車について、平成16年度に税率のおおむね100分の50を軽減する特例措置を講じることとした。(附則第9条第2項関係)

(6) 自動車取得税

① 税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。(附則第12条第1項及び第5項関係)

② 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成17年3月31日まで延長することとした。(附則第12条第2項及び第3項関係)

③ 平成15年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度の4分の1を超えない一定の自動車の取得について、その税率を現行税率から次に掲げる率を軽減した率とする特例措置を講じることとした。(附則第12条第4項関係)